

熊本地震から2年 一日も早く生活再建・復興を！

熊本地震から2年が経過しました。地震直後の混乱、長期にわたる避難生活、さらには住宅や宅地の修繕・再建など、時間が経過するたびに新たな課題が生まれました。市議団としても被災者の声のもとに、国・県・市への働きかけを行うなど、課題解決に向け走り

続けた2年でした。

現在、まだ多くの被災者が仮設住宅に入居をされ、住宅再建の見通しが立っていない方も少なくありません。地震から2年たった現在の課題や住民アンケートに寄せられた被災者の声を紹介します。

「住宅の再建、まだめどが立たず」～支援の拡充を！

家屋の解体が進み、市内では新たな住宅が建設される様子も目にする機会が多くなりました。

しかし、仮設住宅入居者の6割が入居延長を希望するなど、地震前の生活を取り戻せていない被災者も多くいます。

被災者の声として、「現在の支援制度では、再建に向けた費用が確保できず、住宅再建が進まない」というものが多く寄せられています。

最大300万円の生活再建支

援金の引き上げ（国や市独自の上乗せ）、一部損壊世帯への支援拡充が求められます。

また、宅地被害に対する、基金を活用した補助制度についても、宅地被害を受けた方の2割ほどしか申請受理をされていません。

50万円を超えた3分の2という補助率を引き上げ、少しでも被災者の負担を軽減する必要があります。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO.1093
2018年4月22日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団 検索

「仮設からの締め出しやめてほしい」 希望する全ての入居者に入居延長を認めるべき！

仮設住宅の入居期限2年を迎え、入居を延長しながら退去を迫られる事態が予想されます。東日本大震災では無条件で入居延長が認められたことに対し、熊本地震では、「民間賃貸を希望する場合に、高齢者世

帯・障がい者世帯などしか、延長が認められない」など、条件が加えられました。民間の家賃相場も高くなっている中で、将来にわたって生活が維持できる物件の確保ができないまま、退去を迫るような対応は改めるべきです。

「病院に行くのを控えている…」～医療費減免の復活を！

市議団が行った市民アンケートでは、6割の方が受診抑制など、「減免打ち切りで影響があった」と回答しています。医療費減免は、国が8割を負担しますので、県と市が残り2割を予算化すれば、実現できます。



【控え室から】

前川喜平氏の講演会に参加して

なすまどか



4月11日、森都心プラザで行われた前文科省事務次官の前川喜平さんの講演会に参加しました。「権力の腐敗と暴走」と題した講演会には、ホールには入りきれず、第2会場、第3会場も埋まる約1000人の参加がありました。

同日の全国ニュースには、加計学園の認可を巡り、愛媛県の文書に「首相案件」との秘書官の発言があることが大きくとりあげられたこともあり、前川さんの発言に大きな注目が寄せられました。

前川さんは、加計学園の認可に関し、行政が「私物化された」とし、意思決定の過程で「不公正・不公平・不透明」があったと、この間の経緯が生々しく語られました。

また、中学校での講演について、文科省と与党議員より不当な介入があった件についても、国が教育に不当に介入し招いた過去の戦争の教訓にも触れながら、教育の独立性の大切さなども語られていました。

財務省の公文書改ざん、防衛相の日報隠蔽など、安倍政権のもとで毎日のように明らかになる政治的な事件。

「本当のことを言えば楽になるのに…」前川さんの言葉が、大変印象に残る講演会でした。

小学生・中学生がいらっしゃるみなさん 就学援助制度をご存知ですか？

就学援助とは、経済的な理由で、就学費用が負担できない家庭の子どもたちへ、その費用の援助をする制度です。

就学援助が決定すれば、学用品代・給食費・修学旅行費などが支給されます。

子どもの貧困が大きな社会

問題となる中で、家庭の経済状況によらず、子どもたちが等しく教育を受けることができるための制度の一つです。申請はいつでもできます。お問い合わせ質問などある方は、共産党市議団（328-2656）までお寄せ下さい。

次のいずれかに該当する方が就学援助を利用できます

- ① 生活保護の停止または廃止となった世帯
- ② 市民税の非課税・減免を受けている世帯
- ③ 国民年金の免除を受けている世帯（1/4免除は除く）
- ④ 児童扶養手当が支給されている世帯（母子家庭にくわえて父子家庭も可）
- ⑤ ①～④には該当しないが、特別な事情により経済的な理由で子どもを就学させることが困難な場合。



例えばこんな場合も
就学援助の対象です



⑤には「経済的な理由」とありますが、所得の基準が設けられています（市議団としても議会で取り上げ実現できました）。

生活保護基準の1.25倍の所得以下の世帯が対象となりますが、目安は右の表のとおりです。

※障がいの有無などにより基準は変わってきます。

就学援助の所得基準	
世帯人数	所得基準額
2人	199万円
3人	245万円
4人	287万円
5人	324万円
6人	358万円
7人	402万円
8人	447万円
9人	492万円
10人	537万円

**「所得」と「給与額」は違います！
「えっ！うちも受けられるの!？」という例も**

上の表の所得基準額は、様々控除額が引かれた後の額となっています。実際の給与額とは違います。また、持ち家か借家かでも基準は変わってきます。「うちは対象となるの？」との疑問がある方は、ぜひ市議団までお問い合わせください。

（上野みえこ議員の一般質問報告）

児童育成クラブの環境整備・内容充実を

2018年度から指導員の処遇が改善されます

子どもたちが放課後を過ごす場所として、「児童育成クラブ」は大きな役割を果たしており、子どもの成長発達に応じた適切な指導をしていくためにも、指導員の処遇改善が必要です。

2018年度から、より専門性を高めるため、県が行う放課後児

童支援員認定資格研修の終了を条件とした「主任支援員」が設置され、大規模クラブから順次配置されることになりました。また主任支援員・支援員ともに雇用保険等を適用するなど、処遇改善も図られます。

増え続ける入所児童、利用者ニーズに応える環境整備は急務

本市の入所児童数は年々増え、今年4月に5,939人となり、5年間で約1.3倍に増えました。

本市条例では1カ所の児童数は40人以下、専用区画の面積は児童1人に1.65平方メートル以上と定めていますが、実際は「経過措置」により、施設面積

は児童1人当たり1.125平方メートル、児童数は60人で運用されています。そのために、狭い施設で多数の子ども達が保育される状況になっています。保育環境改善のためにも、上野議員は、一刻も早く経過措置をやめ、本来の基準で運用するよう求めました。

パソコン設置も要望

現場の指導員さんからは、「事務処理に個人のパソコンを使用しているので、是非各育成に備えてほしい」という要望があったので、上野議員は、この点も要望しました。

